

	政府全体の動き等	航空関係	船舶関係 (海事、港湾、海保)	観光関係	自動車関係	その他の分野
水際対策	<p>●閣議了解、政府対策本部決定により、以下に該当する外国人に関し、入管法に基づいて、入国拒否を実施(4/7以降の追加分を掲載) ※総数:111の国・地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、ウクライナ、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ジブチ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ベラルーシ、ペルー、ロシアに滞在歴がある外国人(4/29)</li> <li>アゼルバイジャン、ウルグアイ、カザフスタン、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、コロンビア、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ、モルディブに滞在歴がある外国人(5/14)</li> <li>アフガニスタン、アルゼンチン、インド、エルサルバドル、ガーナ、ギニア、キルギス、タジキスタン、パキスタン、バングラデシュ、南アフリカに滞在歴がある外国人(5/25)</li> </ul> <p>●外務省の渡航情報(6/5時点有効)</p> <p>・感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)対象地域                  アジア:インド、インドネシア、韓国全土、シンガポール、タイ、台湾、中国全土、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ                  大洋州:オーストラリア、ニュージーランド                  北米:カナダ、米国                  中南米:アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、ドミニカ国、チリ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ                  欧州:アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ウクライナ、ベラルーシ、ロシア                  中東:アフガニスタン、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、トルコ、バーレーン、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、レバノン                  アフリカ:エスティワニ、カーボベルデ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、セネガル、中央アフリカ、南アフリカ、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ <li>感染症危険情報レベル2(不要不急の渡航は止めてください)対象地域                  レベル3の地域を除く全地域</li> <li>広域情報                  海外のクルーズ船において、新型コロナウイルス感染症例が報告されていること等を受け、乗船予定者に対して、乗船延期を含む安全確保について検討するよう注意喚起(3/13)</li> <p>●政府対策本部において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「水際対策強化に係る新たな措置」を決定(4/27, 5/25, 6/29)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①検査強化、査証制限、航空機の到着空港の限定といった対策の実施期間を更新(7月末日まで)</li> </ul> </li> <li>「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を決定(6/18)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置。現行の水際措置を維持した上で、入国前のPCR検査証明や入国後14日間の位置情報の保存等の追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行。各国・地域(当面、ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランドを想定)と協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施(日本・ベトナム間で往来制限の部分的・段階的緩和について合意(6/19))。</li> </ul> </li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●航空会社に対し、機内でのアナウンス実施や健康カード及び質問票の配布、入国拒否措置に関する旅客への案内やパスポート確認への協力等を要請(1/20, 22,23,31,2/3,12,26,3/6,10,19,26,4/2,28,5/15,26)</li> <li>●中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港又は関西国際空港に限るよう要請(3/6,26,4/27,5/25)</li> <li>●航空会社、空港会社等に対し、検査についての啓発ポスターの掲示等による利用者への情報提供、空港における検査実施の円滑化、海外渡航者への情報提供など、検査当局への協力を継続・強化(1/16,21,24,2/12,26,3/6,19,26,4/2,28,5/15,26)</li> <li>●ホームページ、SNS、ポスター等を活用した利用者への注意喚起、空港ターミナル内における消毒液の設置、手洗いや咳エチケットの普及啓発など、利用者の感染拡大防止に万全を期すよう要請(2/12,26,3/6,19,26,4/2,28,5/15,26)</li> <li>●検査の適切な実施を確保するため、外国との間の航空旅客便について、減便等により到着旅客数抑制を要請(4/1,27,5/14,25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚労省等に対し、クルーズ船入港予定情報を随時提供(1/24~)</li> <li>●船舶、港湾管理者、業界団体等に対し、入管法に基づく入国拒否の措置等について協力を要請(1/31, 2/5,6,12,26,3/6,10,18, 23,26,4/1,27,5/14,25)</li> <li>●海事関係事業者団体等に対し、水際対策等の協力要請(1/24, 2/2,12,26,3/6,10,18,27, 4/27, 5/15,26)</li> <li>●検査への必要な協力</li> <li>●検査機材の設置やポスターの掲示</li> <li>●感染対策としての手洗い・うがいの徹底</li> <li>●船内アナウンス等</li> <li>●巡視船による陽性患者の搬送(4/25,27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた政府の取組(検査の強化、査証の制限等)について情報発信を行うよう協力を要請(1/31, 2/12,26,3/6,10,18,19,23,26,4/1,27,5/15,25,6/29)</li> <li>●入国者が宿泊施設を円滑に確保できるように、空港周辺に立地する宿泊施設のリストを作成し、厚生労働省を通じ、宿泊予定者へ提供(3/19~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰国者が14日間待機する宿泊施設への移動については、国土交通省で民間バス車両を確保(3/21~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置やトイレ休憩場所の提供等、NEXCO東日本等と調整を行い、搬送を支援(3/28~4/23)</li> <li>●羽田空港から市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置を首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援(4/6~4/23)</li> </ul>

	政府全体の動き等 ・政府対策本部設置(1/30) ・国交省対策本部設置(1/30)	航空関係	船舶関係 (海事、港湾、海保)	観光関係	鉄道関係	自動車関係	その他の分野
国内感染拡大防止対策	<p>●7/2 24:00時点の日本国内における感染者数 ・累計感染者:18,874名 ・死亡者:975名</p> <p>●厚労省から、新型コロナウイルス感染症について、「相談・受診の目安」を改訂(5/8)</p> <p>●総理より、 ・緊急事態宣言の区域内において、出勤者を最低7割は減らすよう要請(4/11) ・緊急事態宣言が解除された地域の中でも、県をまたいだ移動については、少なくとも5月中は、可能な限り控えるよう要請(5/14)</p> <p>●政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定(3/28)、改正(4/7,16,5/4,14,21,25)</p> <p>●新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(4/7) ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象区域とし、令和2年4月7日から令和2年5月6日まで緊急事態措置を実施 ・緊急事態措置を実施すべき区域を、7都府県から全都道府県に拡大(4/16)</p> <p>●新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言延長(5/4) ・東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県を特定警戒都道府県とし、令和2年5月31日まで緊急事態措置を延長</p> <p>●新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を39県で解除(5/14)</p> <p>●新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を大阪府、京都府、兵庫県で解除(5/21)</p> <p>●新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県で解除)(5/25)</p> <p>●新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表(3/9,4/1,22,5/1,4,14,29)</p>	<p>●航空会社、空港会社等に対し、 ・空港職員等の感染予防対策(マスク着用、手洗い励行)の徹底、従業員が感染した場合の速やかな報告を要請(1/30,2/12,26,3/6,19,26,4/2,28,5/15,26)</p> <p>・ホームページ、SNS、ポスター等を活用した利用者への注意喚起、空港ターミナル内における消毒液の設置、手洗いや咳エチケットの普及啓発など、利用者の感染拡大防止に万全を期すよう要請(2/12,26,3/6,19,26,4/2,28,5/15,26)</p> <p>●大臣より、緊急事態宣言の対象である7都府県から地方への不要不急の移動の自粛と、特に発熱症状のある方に対する、航空便の利用の自粛について国民の皆様へ要請(4/10)</p> <p>●サーモグラフィーを設置し、航空機に搭乗される方の体温が確認できるような取組みを以下の空港において実施 ・羽田空港(4/17) ・伊丹空港(4/24) ・成田空港(5/1) ・関西空港(5/1) ・中部空港(5/1) ・福岡空港(5/1)</p> <p>●本邦主要航空会社に対し、ゴールデンウィーク期間中の旅行予定者に対する移動自粛に係る注意喚起についてウェブサイトに掲載するよう要請(4/28)</p>	<p>●海事関係事業者団体等に対して、 ・感染予防策(咳エチケット、手洗い等)を徹底するよう要請(1/16以降随時)</p> <p>・クルーズ船内や会社事務所など、人が多く集まる場所への消毒液の設置等の感染予防対策を要請(2/12,13,5/28)</p> <p>・海運業に従事する方々の感染予防や、健康管理に向けた取り組み、船上で乗組員や乗客が新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合等の対応について、基本的なポイントをまとめた上で提供し、傘下事業者等への周知を要請(5/11)</p> <p>・ホームページ等における、事業者や利用者の感染予防策、混雑状況等の積極的な情報発信等により、「新しい生活様式」の定着にむけた取組を推進するよう要請(5/28)</p> <p>●旅客船事業者団体等に対して、 ・従業員が感染した際に報告するよう要請(2/3,5/28)</p> <p>●内航旅客船事業者団体に対して、 ・発航前の体温測定等により体調の確認を行うこと、体調不良の場合は乗務させないこと等を要請(2/17,5/28)</p> <p>・大型連休期間の観光地における遊覧船等は、事業の継続が求められる対象とはならない旨を周知(4/24)</p>	<p>●宿泊業関係団体等に対して、 ・内閣官房から各都道府県への通知「基本的対処方針の別添で掲げるホテル・宿泊等について」の内容を周知するとともに、各都道府県から大型連休期間(ゴールデンウィーク)中の営業自粛等の協力要請があれば適切に対処するよう依頼(4/23)</p> <p>●日本政府観光局(JNTO)に対して、 ・外国人旅行者への情報発信を要請(体調が優れない方に対する検疫への申し出)(1/16~)</p> <p>●JNTOが訪日外国人向けのコールセンターで医療機関の紹介等を24時間365日多言語で実施している旨を改めて周知するとともに、駅、空港、SA等において周知を徹底するよう要請(1/31~)</p> <p>●関係業界と協力して、旅行者視点での感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」を策定(6/19)</p>	<p>●鉄軌道事業者に対して、 ・鉄軌道事業者に対するテレワークや時差出勤の要請(2/26,3/31,4/9,12,17) ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を受け、①車内換気の励行や換気状況等の利用者への周知②人の密度を下げるため、テレワーク等の呼びかけの継続③咳エチケットの周知など、飛沫を飛ばさないよう利用者への呼びかけの継続を要請(3/12,5/5)</p> <p>・指定公共機関等の事業の継続に関する要請(4/3,17,27)</p> <p>・職場において3つの密を避ける取組(4/12,27)</p> <p>●鉄軌道事業者に対して、 ・駅構内の放送等を通じて、不要不急の移動の自粛について呼びかけを利用者に行うよう要請(4/17)</p> <p>・地方公共団体が鉄道駅において啓発活動や検温等を実施する場合には、場所の提供等の協力を行うよう要請(4/20)</p> <p>・GW期間の観光地のケーブルカー、ロープウェイ等については、事業の継続が求められる対象とはならない旨、周知(4/23)</p> <p>・従業員のマスクの着用や手洗いなどの感染症対策の再徹底(4/27)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策における鉄道の運行の考え方について周知(5/4)</p>	<p>●バスの関係業界団体に対して、 ・車内において乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空けること等により乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保すること等を要請(4/21)</p> <p>●バス、タクシー、トラックの関係業界団体に対して、新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて周知(4/24)</p> <p>●適性診断の受診に係る特例措置を実施(4/28)</p> <p>●自動車検査証の有効期間の延長 ・令和2年4月8日から5月31日までの自動車で、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域(7都府県)に使用の本拠の位置を有する車両については、令和2年6月1日までを延長(4/7)</p> <p>・令和2年4月17日から5月31日までの自動車で、新型インフルエンザ等緊急事態措置の追加対象地域(40道府県)に使用の本拠の位置を有する車両について、令和2年6月1日まで延長(4/16)</p> <p>・令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで延長(5/7)</p> <p>・令和2年5月22日より、自動車登録申請書に添付が求められている一部の書類について、令和2年10月8日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効期間が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施(5/21)</p> <p>・令和2年9月1日より乗用車の継続生産車に適用されるWLTCモード法による排出ガス規制について、適用時期を4ヶ月延期(6/10)</p>	<p>●国土交通省・関係法人や所管業界団体等に対し、感染症対策の徹底等を周知 ・河川・ダム・下水道等管理者、国営公園、国土地理院内の一般見学施設等に対して、職員や一般利用者への感染予防策(マスク着用、手洗い励行、消毒液の設置)の徹底、従業員等が感染した場合の速やかな報告を要請(1/30以降随時)</p> <p>●国土交通省職員に対し、テレワーク等を推奨。また、緊急事態宣言の発出を受けて、国土交通省職員のテレワーク等の措置を徹底(2/24,4/7)</p> <p>●河川・ダム・下水道等管理者、国営公園に対し、屋内施設の休館等の対応を依頼(2/27,28,3/11,12,19,23,30,4/28,5/8,27,6/9,23)</p> <p>●7都府県からの広域の越境移動の自粛に向けた呼びかけについて、関係地方支分部局、各高速道路会社、海事関係事業者団体等に対して依頼(4/14,15)</p> <p>●国営公園について、臨時休園をしていた13公園のうち、12公園を再開園(5/11,12,14,18,19,26,27,6/1,2,3)</p> <p>●都道府県等都市公園管理担当部局に対し、基本的対処方針や専門家会議の提言等を踏まえ、都市公園における感染症対策の徹底について周知(4/23,5/6)</p> <p>●都道府県等開発許可担当部局に対し、臨時的医療施設の開設に係る開発行為等は、非常災害のため必要な応急措置のため行う開発行為等に該当すると解し、許可不要と取り扱って差し支えない旨通知(4/20)</p> <p>●所管施設管理者等に対し、河川や海岸等の利用状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防・まん延防止の徹底について依頼(4/24)</p> <p>●都道府県等各下水道担当部局に対し、基本的対処方針や専門家会議の提言等を踏まえ、関係施設における感染症対策の徹底について周知(4/24,5/8)</p> <p>●直轄工事及び業務について、国交省の発注担当部局に対し、 ・緊急事態宣言を踏まえ、感染拡大防止対策の徹底や一時中止措置等を行い、発注者が適切に費用負担するよう通知(4/7,4/16,4/20)</p> <p>①各都道府県知事からの要請を踏まえ、受発注者協議を行い、受注者から希望がある場合には、一時中止措置等を実施。</p> <p>②入札等手続き中及び今後公告する工事及び業務について、資料等の提出期限の延長</p> <p>・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について通知(5/7)</p>

	政府全体の動き等	航空関係	船舶関係 (海事、港湾、海保)	観光 関係	鉄道関係	自動車関係	その他の分野
国内感染拡大防止対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空港会社等に対し、広域移動の自粛、特に発熱等の症状がある状況における航空便の利用を控えることについて、ターミナルビル館内アナウンス、デジタルサイネージ等を活用し、以下について利用者に周知することを要請(5/26)</li> <li>・ 不要不急の帰省や旅行等の都道府県をまたぐ移動は5月末まで避けること</li> <li>・ その後、6月18日頃までの約3週間は、特定警戒都道府県であった北海道及び1都3県との移動は慎重に対応すること</li> <li>● 国内定期航空保安協議会とともに、保安検査場における新型コロナウイルス感染拡大を予防する取組みを周知するポスターを作成し、国内空港にて掲示(6/19～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外航旅客船事業者団体等に対して、クルーズ船内における感染事例を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止に係る予防・まん延防止の再徹底について改めて協力を要請(4/22)</li> <li>● 港湾運送事業者団体及び外航海運事業者団体等に対し、外航貨物船の船内荷役時等の感染防止のための推奨事項について周知(4/30)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄軌道事業者に対して、 ・ 緊急事態宣言延長を受け、広域移動の自粛、感染症対策の継続等を要請(5/5)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体・建設業関係団体等に対し、 ・ 工事現場等での感染予防対策や、施工継続が困難な場合の一時中止指示などの対応について通知(2/25, 4/8, 5/4)</li> <li>・ 現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間での作業などにおける、3つの密の発生回避や影響緩和のための対策の徹底について通知(4/8, 5/4)</li> <li>● 地方支分部局及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対し、 ・ 道路占用手続きの許可期間及び工事期間の延長手続きの簡略化等に関する事務連絡を发出(3/3)</li> <li>・ 道路占用料の納入期限の延長措置を講ずる取扱いについて通知(4/28)</li> <li>● 下水道管理者に対し、 ・ 下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施について検討要請(3/18, 24, 4/10, 17, 24, 5/14, 19, 28, 6/8, 24)</li> <li>・ 緊急事態宣言の発令を受けた事業の継続に係る要請等について依頼(4/7, 8, 16, 17, 5/1)</li> <li>● ゴールデンウィーク期間中の高速道路料金の休日割引を適用しないこと、SA・PAのレストランの営業自粛の協力等について、 ・ 高速道路会社に対する検討を指示(4/21)</li> <li>・ 高速道路会社において記者発表(4/22)</li> <li>・ 高速道路料金の休日割引を適用しないこと、SA・PAのレストランの営業自粛等の取組等を5/31まで延長(5/8)</li> <li>・ 高速道路料金の休日割引を適用しない取組を6/14まで延長(5/26)</li> <li>● 国土交通省・関係法人や所管業界団体等に対し、 ・ 全国規模の大規模イベント等の開催について、今後は、主催者が専門家会議の見解を踏まえた判断を行う場合には、「感染対策のあり方の例」も参考にするとともに、引き続き、感染拡大の防止に十分留意すること等を要請(3/20,21,23,27, 5/7)</li> <li>・ 基本的対処方針の改正・緊急事態宣言の发出を受けて、事業継続が可能な体制の整備等、適切な対応を要請(4/8)</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策本部における総理の発言を踏まえ、最低7割、極力8割の接触削減の実現のため、在宅勤務(テレワーク)の更なる推進について、協力を要請(4/9, 12, 13, 20, 5/5)</li> <li>・ 「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応、事業の継続等について要請(4/17, 20, 5/5,6,18,26)</li> <li>・ 全国の主要な空港や鉄道駅、旅客船ターミナル、高速道路のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)等において、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけを要請(4/17, 20, 5/5,6,15,18,26)</li> <li>● 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて、国土交通省所管業界団体に対し ・ 作成を依頼(5/8～5/14)、所管事業者団体にて作成、順次公表(5/14～)</li> <li>・ ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を講じるよう要請</li> <li>● 料金収受員の感染が判明した横浜新道川上料金所ブース及び横浜横須賀道路港南台料金所ブースにおいて、ETC利用者に限定することにより通行を確保(4/3～4/13)</li> <li>● 資格・講習における、感染拡大防止対策として、 ・ 宅地建物取引士については、 ① 都道府県に対し、法定講習の実施要領を改正し、自宅学習等による特例を認める旨を通知(2/27,4/10) ② 宅建業従業者に対する登録講習及び宅建士試験合格者に対する登録実務講習に関し、集合形式で行われる講習の中止又は延期を求める旨を当該講習実施機関に対して通知(2/28,3/13,4/10)</li> <li>・ 不動産鑑定士については、 ② 令和2年不動産鑑定士試験短答式試験の延期について、土地鑑定委員会が報道発表するとともに国土交通省ホームページにおいて周知(4/10) ③ 令和2年不動産鑑定士試験論文式試験の延期について、国土交通省ホームページにおいて周知(5/18)</li> <li>・ 測量士・測量士補については、 ① 令和2年測量士・測量士補国家試験の延期について、国土地理院が報道発表するとともに同院ホームページにおいて周知(4/10)</li> <li>● 国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進について協力を依頼(4/23)</li> <li>● 道路局が、地方支分部局に対し、大型連休中において、観光等の利用が大半で物流への影響が小さいと判断できる直轄国道の駐車場について、 ・ 閉鎖を検討するとともに都道府県及び関係機関と調整し必要に応じ閉鎖するよう依頼(4/24)</li> <li>・ 緊急事態宣言中の休日においても、同様の対応を継続するよう依頼(5/7)</li> <li>● 国土交通省から、マスクの着用や会話を控えめにする等公共交通機関の新たな利用スタイルの実践を呼びかけるとともに、官民連携で新たな利用スタイルについての情報発信を図るため、「#公共交通あんしん利用」のハッシュタグを作成し、事業者にも活用を呼びかけ(6/19)</li> </ul>

	政府全体の動き等 ・政府対策本部設置(1/30) ・国交省対策本部設置(1/30)	航空関係	船舶関係 (海事、港湾、海保)	観光関係	鉄道関係	自動車関係	【機密性1】 その他の分野
<p>影響回復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド対応</li> <li>・風評対策</li> <li>・需要回復策</li> <li>等</li> </ul>	<p>●「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定(4/7) 【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大(緊急対応期間(4/1~6/30)において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とする)とともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする等)</li> <li>・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠拡充、及び日本政策金融公庫の既往債務の実質無利子・無担保融資への借換可能化</li> <li>・地方公共団体の制度融資を活用した、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設</li> <li>・航空会社に対する着陸料等の支払い猶予の実施や日本政策投資銀行による危機対応融資等</li> <li>・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金(「持続化給付金(仮称)」)の創設</li> <li>・賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払い猶予など柔軟な措置の検討要請の周知</li> <li>・セーフティネット住宅の家賃低廉化など住まいの確保支援</li> <li>・国税・地方税の猶予制度の特例(無担保・延滞税なしで1年間猶予)</li> <li>・厚生年金保険料等の猶予</li> <li>・電気・ガス料金の支払い猶予等</li> <li>・欠損金について、繰戻しによる法人税等の還付制度の特例</li> <li>・中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税等の軽減措置</li> <li>・住宅ローン控除の適用要件の弾力化</li> <li>・Go To トラベル事業(宿泊・日帰り旅行商品の割引、地域で広く使えるクーポン券の発行など)</li> <li>・観光施設等における感染症対策の推進や公共交通機関を含む外国人旅行者の受入環境の整備</li> <li>・誘客多角化に向けた地域の観光資源等の魅力的な滞在コンテンツへの磨き上げ</li> <li>・日本政府観光局(JNTO)を通じた訪日外国人旅行者の需要回復のための大規模プロモーション</li> <li>・特定有人国境離島地域等における滞在型観光の促進等</li> <li>・感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援に加えて、感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(1兆円)を創設</li> <li>・インフラ・物流分野等におけるデジタル・トランスフォーメーションを通じた抜本的な生産性向上</li> <li>・公共投資の早期執行</li> </ul> <p>●「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」による雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を踏まえ、国土交通大臣のほか厚生労働大臣等関係大臣連名で各所管業界団体等に対し、雇用の維持等に係る配慮を要請(4/13)</p> <p>●持続化給付金受給事業者を対象として、日本放送協会の放送受信料2か月分を免除(5/11)</p> <p>●イベント開催制限や外出自粛等の段階的緩和の目安を公表(5/25)</p> <p>●「令和二年度第二次補正予算」成立(6/12) 【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金について、助成額の上限を15,000円に引き上げ、緊急対応期間の延長(6/30→9/30)などの拡充</li> <li>・労働者自らが雇用調整助成金を直接申請できる制度の創設</li> <li>・資金繰り支援について、実質無利子・無担保融資の上限額を引き上げるなどの拡充</li> <li>・持続化給付金の約2兆円の積み増し</li> <li>・日本政策投資銀行等による劣後ローンの実施及び出資を含めた支援</li> <li>・売上の急減に直面するテナント事業者に対して、地代・家賃の負担を軽減するための「家賃支援給付金」を創設</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2兆円分拡充</li> <li>・公共交通事業者が十分な感染拡大防止対策の下での運行を確保するための、駅・車両等の設備の衛生対策や実証運行事業等に要する経費に対する支援の実施</li> </ul>	<p>●航空会社に対する着陸料等の支払い猶予の実施や日本政策投資銀行による危機対応融資等の実施</p>	<p>●海事関係事業者団体等に対し、 ・新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱いについて周知(4/28) ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について周知(5/1)</p>		<p>●鉄軌道事業者に対して、 ・新型コロナウイルスの感染又は感染者との濃厚接触の濃厚接触の疑い等により、定期検査作業に従事できない場合、安全の確保を前提に施設の定期検査を延期できることを通知(4/14)</p>	<p>●地方支庁局等に対し、 ・タクシー事業者による貨物運送に関する特例的な措置の運用が開始できるよう通知を发出(4/21, 5/8, 6/19)</p>	<p>●不動産関連団体を通じて、賃貸用ビルの所有者等に対し、 ・賃料の減免・猶予により事業等に係る収入に相当の減少があった場合における固定資産税の減免措置や、賃料の減免等を行った場合を含め経済的損失が発生した場合には損失額を損金算入できる措置などの支援策について、周知(4/9,17)</p> <p>●国交省の発注担当部局に対し、緊急事態宣言を踏まえ、一時中止等を行い、発注者が適切に費用負担するよう通知し、地方公共団体、民間発注者団体及び建設業者団体等にも参考周知(4/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域:各都道府県知事からの要請を踏まえ、受発注者協議を行い、受注者から希望がある場合</li> <li>・対象地域外:受注者から希望がある場合</li> </ul> <p>・入札等手続き中及び今後公告する工事及び業務について、資料等の提出期限の延長などの柔軟な対応や、ヒアリングの省略などを実施</p> <p>●地方公共団体に対し、 ・現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間での作業などにおける、3つの密の発生回避や影響緩和のための対策の徹底等について通知し、民間発注者団体及び建設業者団体等にも参考周知(4/8, 5/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応及び「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)」の作成について事務連絡を送付するとともに、建設業者団体等にも参考周知(5/15, 21)</li> <li>・緊急事態宣言解除後においても引き続き、施工中の工事等における感染予防及び「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等の周知を依頼するとともに、受注者からの申出等があった場合には、工期の見直しや一時中止の対応等、適切な措置を行っていただくよう事務連絡を送付し、建設業者団体等にも参考周知(5/25)</li> </ul> <p>●不動産関連団体に対し、「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月20日版)」を周知(5/20)</p> <p>●各許可行政庁に対し、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出について、必要な書類が一部不足していても受領し、申請書類が揃った段階で審査するなど、柔軟に対応することを通知するとともに、建設業者団体にも参考周知(5/29)</p> <p>●建設業の経営事項審査について、令和3年1月31日まで、平成30年10月29日の直後の事業年度の終了の日以降に受審していれば良いこととする特例を省令で措置(5/29)</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、テイクアウトやテラス営業のための路上利用について、地方公共団体等が一括して申請する場合の道路占用の許可基準を緩和(6/5)</p> <p>●監理技術者講習の登録講習機関に対して、講習の再開、および再開に際して国や都道府県からの要請等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止のため適切な対策を講じるよう通知(6/10)</p>